

町名地番整理について

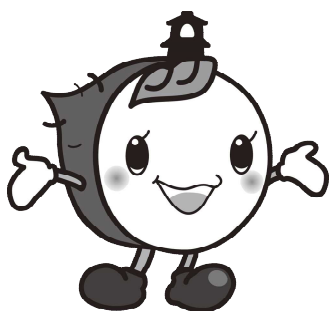
町名地番整理とは

町名地番整理とは、町名地番が混乱している区域の町名及び地番を変更し、住所等をわかりやすくする事業です。土地区画整理事業等に合わせて行うこともあります。新しい住所等の表示は、市役所を例にすると以下のようになります。

	変 更 前	変 更 後
住所・本籍	川越市 <u>大字川越</u> <u>38番地16</u>	川越市 <u>元町1丁目</u> <u>3番地1</u>
土地の地番	川越市 <u>大字川越</u> <u>字本町</u> <u>38番16</u>	川越市 <u>元町1丁目</u> <u>3番1</u>

町名地番整理の実施状況については、川越市のホームページ（<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>）からご覧いただけます。

トップページ > 市政 > 都市計画・まちづくり > 川越市のまちづくり
> 町名地番整理 > 町名地番整理実施状況



川越市マスコットキャラクター ときも

町名地番整理に関連する手続きについては、パンフレット内部をご覧ください。

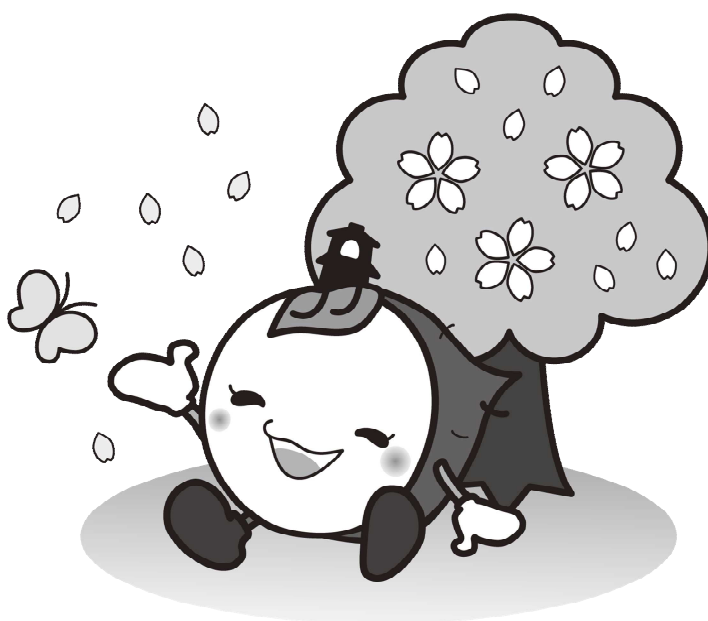
お問い合わせ先

川越市都市計画部都市整備課 町名地番整理担当
TEL 049-224-5964（直通）

令和2年6月現在

目 次

I	町名地番変更後の手続きについて	
1	町名地番変更後に市や法務局が修正するもの	1
2	町名地番変更後に手続きが必要なもの	2
3	「住民票の写し（町名地番変更用）」の交付について	4
II	不動産の登記について	
1	不動産の登記について	6
2	不動産の登記名義人住所の変更登記について	6
3	登録免許税について	6
4	個人所有不動産の登記申請について	6
5	法人所有不動産の登記申請について	7
III	Q&A	11
IV	参考	12



川越市マスコットキャラクター ときも

I 町名地番変更後の手続きについて

1 町名地番変更後に市や法務局が修正するもの

新しい町名地番に変更後、市や法務局が職権で修正するものは次のとおりです。

【 市 役 所 】

	担 当 課	電 話
★国民健康保険被保険者証	国民健康保険課	049-224-5833
★国民健康保険高齢受給者証		
★国民健康保険限度額適用（標準負担額減額）認定証	国民健康保険課	049-224-5836
★後期高齢者医療被保険者証	高齢・障害医療課	049-224-5842
★後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		
★後期高齢者医療特定疾病療養受療証		
★重度心身障害者医療費受給者証	高齢・障害医療課	049-224-6195
★こども医療費受給資格証	こども政策課	049-224-6278
★ひとり親家庭等医療費受給者証 特別児童扶養手当証書		
★児童扶養手当証書	こども家庭課	049-224-5821
★介護保険被保険者証	介護保険課	049-224-5817
住民基本台帳	市民課 住民記録担当	049-224-5744
戸籍簿	市民課 戸籍担当	049-224-5747
印鑑登録簿	市民課 窓口担当	049-224-5742

★修正した証書等が市から郵送されます。

※上下水道関係（給水サービス課）や125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車の所有者及び使用者の住所変更（市民税課）についても職権で修正しますので手続きは不要です。

【 法 務 局（さいたま地方法務局川越支局） 】

	電 話
土地・建物の登記記録（登記簿）の表題部（所在地番・家屋番号）	049-243-3824
法務局に備え付けられている地図（公図）の地名・地番	

【 電気、ガス、電話について 】

東京電力㈱、武州ガス㈱、NTT東日本㈱、NHKには、新旧地番の情報を提供しております。特に手続きは不要と思われますが、実施後も長期間にわたり旧住所で通知が届いている場合には、各事業所へお問い合わせください。

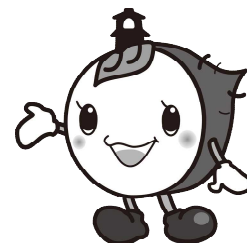
2 町名地番変更後に手続きが必要なもの

町名地番変更により、住所や法人の所在地が変更になりますと、土地・建物の登記簿、運転免許証等の住所欄を書き換える必要があります。

皆様に手続きをお願いする主なものは次のとおりです。

種 別	手続き内容	手 続 き 先	必 要 書 類	提 出 期 限 等
・住民基本台帳カード (顔写真付きのもの) ・マイナンバーカード (個人番号カード)	カードの 表面記載 事項変更	川越市役所市民課 TEL:049-224-5744 (直通) 各市民センター、川越駅西 口連絡所	①住民基本台帳カード (顔写真付きのもの) ②マイナンバーカード (個人番号カード) ③本人確認書類	速やかに手続きをしてください。 詳しくは手続き先にお問い合わせください。
年金受給者の住所 (国民年金) (厚生年金)	住所変更届	川越年金事務所 〒350-1196 川越市脇田本町 15-13 東上パールビル 3F TEL:049-242-2657	受給権者住所変更届 ※手続きは「住所変更届」の郵送でも行えます。	速やかに手続きをしてください。住所変更届は市民課及び各市民センターにもご用意があります。
年金受給者の住所 (共済年金) (厚生年金) ※旧共済年金	住所変更届	加入している各共済組合にお問い合わせください。		
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者 保健福祉手帳 ・自立支援医療受 給者証(更生医 療・精神通院医 療)	手帳の 住所記載 変更	川越市役所障害者福祉課 TEL:049-224-5785 (直通) ※精神障害者保健福祉手帳 及び自立支援医療(精神通 院医療)は、 川越市 保健所保健予防課 TEL:049-227-5102 (直通) でも受け付けます。	①手帳等 ②印鑑 ※精神障害者保健福祉 手帳は印鑑不要 ③マイナンバー(個人 番号)及び身元 確認書類	速やかに手続きをしてください。障害福祉サービス等を受けている場合は、別途お持ちいただく書類があります。詳しくは手続き先にお問い合わせください。
運転免許証	住所・本籍 変更届	県内の各警察署で手続き可能 川越警察署 川越市大字大仙波 410-1 TEL:049-224-0110	①住民票の写し(町 名地番変更用) ②運転免許証	速やかに手続きをしてください。
車検証 (軽自動車以外)	住所変更届	関東運輸局埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 登録部門 所沢市大字牛沼 688-1 TEL:050-5540-2029	①住民票の写し(町 名地番変更用) ②自動車検査証 ③申請書(有料) ④印鑑(代理申請の場合、 本人押印の委任状 及び代理人の印鑑)	速やかに手続きをしてください。状況により必要書類に変更がある場合もありますので、詳しくは手続き先にお問い合わせください。
車検証 (軽自動車)	住所変更届	軽自動車検査協会埼玉事務所 所沢支所 入間郡三芳町大字北永井 360-3 TEL:050-3816-3111	同 上	※必ず町名地番による変更と申し出てください。
※自動車税の納税通知書の住所は、車検証の住所の訂正を行わないと変更されません。				

お手続の必要書類は、個人によって異なります。
お手数ですが、詳しくはお手続き先にお問い合わせください。



川越市マスコットキャラクター ときも

種 別	手続き内容	手 続 き 先	必 要 書 類	提 出 期 限 等
土地・建物の登記簿	登記名義人住所の変更申請	さいたま地方法務局川越支局 〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 TEL:049-243-3824 ※申請する不動産を管轄する法務局へお問い合わせください。(登記相談は事前予約制となっております。)	①登記申請書(1通) ②住民票の写し(町名地番変更に用) ③印鑑 ※登記簿上の住所から現住所までの移転の経緯を証明できない場合は、別途添付書類が必要となります。	期限はありませんが、速やかに手続きをしてください。(登録免許税免除) ※詳しくは6ページ以降をご覧ください。
法人登記簿 法人役員の住所	会社等法人の所在地又は役員の住所変更申請	さいたま地方法務局(本局) 〒338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1 TEL:048-851-1000(代表) ※詳しくは手続き先にお問い合わせください。(登記相談は事前予約制となっております。) ※登記申請書記載例等については、さいたま地方法務局ホームページに掲載されております。	①登記申請書(1通) ②法人の所在地変更の場合は「町名地番変更証明書」 ③役員の住所変更届の場合は「住民票の写し(町名地番変更に用)」 ④法人、役員の法務局に届出してある印鑑	株式会社は、会社の所在地と代表取締役の住所、有限・合資及び合名会社は会社の所在地と登記記録の役員の住所等に関しまして、法令等の規定に基づき手続きをお願いいたします。(登録免許税免除)
その他の許可、認可、免許、登録証等	住所変更届	発行先などの各関係機関	①住民票の写し(町名地番変更に用) ②免許、登録証など ③印鑑	住所などが登録されているものについては、発行先にお問い合わせください。
預貯金・保険契約等	住所変更届	各金融機関等にお問い合わせください。		
職場・学校等の関係	住所変更届	関係する機関等にお問い合わせください。		

※ここに掲載しているものは一例です。上記表以外の手続きについては、個人で確認していただく必要があります。

3 「住民票の写し（町名地番変更用）」の交付について

「住民票の写し（町名地番変更用）」は、市役所市民課、各市民センター、川越駅西口連絡所にて交付を受けられます。

なお、この住民票は町名変更に係る手続き以外にはご使用になれません。

申請の際は、「住民票等交付請求書（町名地番変更用）」をご利用の上、必ず申請窓口で、『町名地番変更用』の住民票である旨を申し出てください。該当部分のみ無料になります。

また、コンビニエンスストア等では、取得できませんのでご注意ください。

見 本 住民票の写し（町名地番変更用）

町名地番変更用

埼 玉 県 川 越 市		住 民 票		除票 1 - 1	
世帯主	川越 太郎				
現住所	大字豊田本***番地*** 町名地番変更前後の住所が記載されているか、必ず確認してください。				
	豊田本*丁目**番地**				
平*年*月*日 土地の名称地番変更により現住所修正					
令2年1月6日 改製により除票					
1	氏	カゴエ タロウ			
	名	川越 太郎			
	生 年 月 日	性別	続 柄	住民となった年月日	住 民 票 コ ー ド
	昭***年***月***日	*	世帯主	平*年*月*日	【謄写省略】
					個 人 番 号
					【謄写省略】
	本 籍	埼玉県川越市大字豊田本***番地*** 埼玉県川越市豊田本*丁目**番地**			
	筆頭者	川越一太郎 川越 太郎			
	旧 氏	*****	*****	*****	*****
		*****	*****	*****	*****
昭***年***月***日					

「住民票の写し（町名地番変更用）」の交付を請求するときに必要なものは、次のとおりです。

請求者（必要な方）又は請求者と同世帯の方が請求する場合

- ・請求する方（来庁する方）の本人確認書類（運転免許証・パスポート・保険証等）

代理人が請求する場合

- ・代理人の本人確認書類
- ・請求者が自署、押印した委任状
（「住民票の写し（町名地番変更用）」の請求について記載されたもの）

作成例 委任状（「住民票の写し（町名地番変更用）」交付請求用）

委 任 状

必要枚数を記入してください。
また、必要な方は「本籍・筆頭者記載のもの」と加筆してください。

住 所 川越市***〇丁目〇番地〇
(代理人) 氏 名 川 越 太 郎
生年月日 明・大・**昭**・平 ***年**月**日

私に係る **住民票の写し** **〇 通** の
交付申請につき、上記の者を代理人とし、その権限を委任しましたのでお届けします。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 **委任した日を記入してください。**
(提出先) 川 越 市 長

住 所 川越市***〇丁目〇番地〇
(委任者) 氏 名 川 越 一 郎 **印**
生年月日 明・大・昭・平 ***年 **月 **日

認印を押印してください。

注意：委任状は、すべての記入部分を必ず委任者本人がお書きください。
委任事項が記載されていない場合、申請を受付することができません。

Ⅱ 不動産の登記について

1 不動産の登記について

町名地番変更に伴い、住所が変更になった場合は、登記名義人住所の変更登記をする必要があります。登記名義人の住所欄は、職権では変更できない事項になっておりますので、皆様に手続きを行っていただくことになります。速やかにお手続きをお願いします。なお、司法書士等に手続きを依頼する場合は、別途費用がかかります。

2 不動産の登記名義人住所の変更登記について

町名地番変更実施日以降、法務局（登記所）で手続きを行うことができます。

3 登録免許税について

個人・法人所有ともに、それぞれ下記の書類を添付すれば免除になります。

《個人の方が不動産を所有している場合》

不動産の登記名義人住所の変更登記申請に必要な登録免許税は、市民課及び各市民センター等で町名地番変更実施日以降に交付する「住民票の写し（町名地番変更用）」（4ページ参照）を添付すれば免除されます。

《法人が不動産を所有している場合》

会社等法人における本店の所在地変更登記を先に済ませてから、不動産の変更登記を行ってください。本店の所在地変更登記後、川越支局管轄内の不動産については非課税証明書（7ページ参照）を添付すれば免除されます。

4 個人所有不動産の登記申請について

申請の際に、都市整備課から送付した「土地の所在、建物の所在地等の変更について（お知らせ）」を参考に持参すると手続きがしやすくなります。

ア. 必要書類 登記申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

住民票の写し（町名地番変更用）（＊1）・・・・・・・・・・1通

《代理人が申請する場合》

 代理権証明情報（委任状）・・・・・・・・・・1通

イ. 申 請 人 登記簿に記録されている所有者（所有権の登記名義人）

- (※1) 所有権の登記名義人（所有者）の登記簿上の住所から2回以上住所を移転している場合は、「住民票の写し（町名地番変更用）」では、登記簿上の住所に住んでいたことを証明できない場合があります。「戸籍の附票の写し」（本籍地の市町村役場で発行）などによっても、登記簿上の住所から町名地番変更実施後の住所（現在の住所）までの移転の経緯を証明できない場合は、申請する不動産を管轄する法務局に事前にご相談ください。

5 法人所有不動産の登記申請について

※会社等法人における本店の所在地変更登記を先に済ませてから手続きしてください。

ア. 必要書類 登記申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

非課税証明書（※2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1通

1. 町名地番変更証明書（会社等法人用／川越市交付）

2. 履歴事項証明書

（本店所在地の変更登記をしたことを証する／法務局交付）

《《代理人が申請する場合》

代理権証明情報（委任状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

イ. 申請人 代表取締役（取締役）

- (※2) 非課税証明書などで、登記記録上の表示から現在までの変更の経緯を証明できない場合については、申請する不動産を管轄する法務局に事前にご相談ください。
また、履歴事項証明書の添付については、申請人欄に会社法人等番号を記載することにより省略することができます。

お手続きでご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
なお、法務局での登記相談は事前予約制となっております。

《川越支局管轄内（※）に不動産を所有されている方》

（※）川越市、ふじみ野市、入間郡三芳町、比企郡川島町

さいたま地方法務局川越支局（TEL 049-243-3824）

《川越支局管轄外に不動産を所有されている方》

申請する不動産を管轄する法務局

法務局で使用する
スペースとして
7cmくらい
空ける

※用紙はA4サイズの上質紙（コピー用紙で可）を使用
※ワープロ、手書きいずれも可能。鉛筆での作成は不可
※㊞は認印で可

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更 町名地番変更実施日を記載

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日 名称地番変更

変更後の事項 住所 川越市***〇丁目〇番地〇

新しい住所を記載

申請人 川越市***〇丁目〇番地〇

川 越 一 郎 ㊞

㊞

捨印

連絡先の電話番号 049-224-8811

★住所・所在地の場合は
〇〇番地〇となります。
★土地の地番の場合は
〇〇番〇となります。
(※「地」が入りません)

添付書類 登記原因証明情報、代理権証明情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 さいたま地方法務局川越支局

不動産を管轄する
法務局を記載

代理人 〇〇市***〇丁目〇番地〇

代 理 太 郎 ㊞

代理人の住所・氏名を
記載し、末尾に押印

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

☐ 申請人の住所地宛て登記完了証の送付を希望する(郵送希望の場合のみ口にチェック)

不動産の表示

土地の
場 合

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

都市整備課から送付した変更通知に
記載されている13桁の番号

所 在 川越市***〇丁目

新しい町名

地 番 〇番〇

新しい土地の地番

建物の
場 合

不動産番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6

都市整備課から送付した変更通知に
記載されている13桁の番号

所 在 川越市***〇丁目〇番地〇

新しい建物の所在

家屋番号 〇番〇

新しい家屋番号

※登記物件（土地・建物）が複数ある場合は、追加して記載します。2枚以上になる場合は、左側を2箇所ホッチキスで留め、見開きに契印を押します。

※不動産番号は、都市整備課から送付した「土地の所在の変更について（お知らせ）」又は「建物の所在地等の変更について（お知らせ）」に記載されています。

※代理人が申請する場合は、添付書類項目に「代理権証明情報」と記載し、代理人の住所・氏名を記載し、末尾に押印します。なお、申請人の押印は不要です。「代理権証明情報」については、10ページの委任状を参考にしてください。

《 書 式 な の 説 明 》

【登 記 の 目 的】の欄

「所有権登記名義人住所変更」と記載してください。

【原 因】の欄

「平成〇〇年〇〇月〇〇日（※町名地番変更実施日） 名称地番変更」と記載してください。

【変 更 後 の 事 項】の欄

「住所」として、町名地番変更実施後の住所（新しい住所）を記載してください。

【申 請 人】の欄

不動産の登記名義人（所有者）の町名地番変更実施後の住所（新しい住所）及び氏名を記載し、末尾に押印（認印可）してください。代理人が申請する場合は、申請人の押印・捺印は不要です。

【連絡先の電話番号】の欄

申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合、法務局の担当者から連絡をするため、平日の日中に連絡がとれる連絡先の電話番号を記載してください。（連絡がとれないと申請が保留となってしまうので必ず記載してください。）

【添 付 書 類】の欄

「登記原因証明情報」と必ず記載してください。『住民票の写し（町名地番変更用）』（４ページ見本参照）を添付します。「代理権証明情報」（委任状）は代理人による申請の場合のみ記載し、登記名義人が申請する場合は必要ありません。

【申 請 日 ・ 法 務 局】の欄

申請日は、実際に申請する年月日を記載し、申請する不動産を管轄する法務局を記載します。川越市内の不動産については「さいたま地方法務局川越支局」となります。

【代 理 人】の欄

代理人が申請する場合のみ、代理人の住所・氏名を記載し、代理人の押印・捺印をしてください。この際には、申請人の押印・捺印は不要です。

【登 録 免 許 税】の欄（登録免許税が免除となる根拠です。）

「登録免許税法第5条第5号」と記載してください。

【不 動 産 の 表 示】

【不動産番号】の欄

不動産番号に変更はありません。都市整備課から送付した「土地の所在の変更について（お知らせ）」又は「建物の所在地等の変更について（お知らせ）」に記載されている不動産番号を正確に転記してください。

【所 在】の欄

土地について

土地については、都市整備課から送付した「土地の所在の変更について（お知らせ）」の変更後の欄に記載されている事項を正確に転記してください。

建物について

建物については、都市整備課から送付した「建物の所在地等の変更について（お知らせ）」の変更後の欄に記載されている事項を正確に転記してください。

このパンフレットの内容は、「一般的な例」の内容となっています。マンション等の区分所有建物登記の場合、特別な事例がある場合などご不明な点は、法務局（登記所）にご相談ください。

登記のお問い合わせ先 さいたま地方法務局川越支局

〒350-1118 川越市豊田本1丁目19番地8 TEL 049-243-3824

(作成例の登記申請書記載上のご注意)

◎ 登記申請について

(1) 登記申請の一般原則について

登記申請は、原則として、当事者又はその代理人が法務局に申請してください。申請書が2枚以上に渡る時は、申請書に押印した人が各ページの綴り目に契印(割印)をしてください。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便又は信書便業者において引受け及び配達記録を行うもの(普通郵便不可)により不動産の管轄法務局へ送付してください。また、「登記完了証」の郵送を希望される場合は、申請書に送付の方法により登記完了証の送付を求める旨及び送付先の住所を記載し、書留郵便等による切手・返信用封筒(返信先を記載)を同封してください。

(2) 登記の申請書様式について(マンション等の区分所有建物登記は法務局にお問い合わせください)

申請書はA4の用紙に記載し、他の関係書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの(上質紙、コピー用紙等)を利用してください。

文字は、直接パソコン(ワープロ)を使用し作成するか、黒色ボールペンで、はっきりと記入してください。鉛筆は使用できません。12ページ以降に今回の町名地番変更を実施した区域内に土地・建物を各1物件所有している場合の、登記申請書の雛形を掲載してありますので、ご利用ください。

作成例 委任状(登記申請用)

委 任 状

※実際に作成するときは申請書と同じサイズ(A4)の用紙を使用してください。

私は、川越市元町1丁目3番地1 川越太郎
に下記のことを委任します。

記

町名地番変更実施日を記載

後記不動産について平成〇〇年〇〇月〇〇日名称地番変更の実施に伴う所有権登記名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び補正のための取下げに関する一切の権限。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

住 所 川越市***〇丁目〇番地〇

氏 名 川 越 一 郎 (印)

不動産の表示

川越市***〇丁目〇番〇の土地

川越市***〇丁目〇番地〇 家屋番号〇〇番〇の建物

Ⅲ Q & A

Q 1. 町名が変更になると小中学校の通学区域は変更になるのですか？

A 1. 変更はありません。

Q 2. 自治会の区域は変更になるのですか？ また、ゴミの回収の地域や日程は変わりますか？

A 2. 町内会・自治会は、その地域の皆様が自主的に組織しているものですので、町名が変更になっても自治会の区域が変更になることはありません。ゴミの回収についても変更はありません。

Q 3. 郵便番号は変更になりますか？

A 3. 町名が変更になると郵便番号が変わる場合があります。町名地番変更後の郵便番号は、世帯主宛に送付される住所変更の通知及び川越市の広報・ホームページ等でお知らせします。

Q 4. パスポートも住所変更の申請が必要ですか？

A 4. 手続きの必要はありません。（パスポートの最終ページの「所持人記入欄」の現住所等は、ご自身で訂正していただいて結構です。ただし修正液は使用しないようご注意ください。）

Q 5. 「住所変更用のお知らせハガキ（通信費無料）」、「住所表示用プレート」は配布されますか？

A 5. 「住所変更用のお知らせハガキ（通信費無料）」につきましては、日本郵便（株）から1世帯あたり50枚（事業所は100枚）の協力をいただいています。実施日1週間前後に郵送する予定です。また、町名地番変更実施時に限り、ポストや門柱に貼ることができる「住所表示用プレート」を各戸（集合住宅については物件につき1枚）に配布しております。

Q 6. 郵便配達の関係は郵便局に手続きが必要ですか？

A 6. 手続きは必要ありません。宛名が旧住所（町名地番変更前）でも対応する新住所で配達されます。

Q 7. 地番の振り方はどのようになるのですか？

A 7. 法務局において、法令に基づき定められます。

Q 8. 電気、ガス、電話といったものはどうなるのですか？

A 8. 東京電力(株)、武州ガス(株)、NTT東日本(株)、NHKには、新旧地番の情報を提供しております。特に手続きは不要と思われますが、実施後も長期間にわたり旧住所で通知が届いている場合には、各事業所へお問い合わせください。また、上下水道関係（給水サービス課）や125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車の所有者及び使用者の住所変更（市民税課）についても手続きは不要です。

Ⅳ 参考

次のページより、委任状、登記申請書の雛形を掲載しています。
申請の際はそのまま切り取るか、複写してご利用ください。

- 委任状（「住民票の写し（町名地番変更用）」の交付請求用）
- 委任状（登記申請用）
- 登記申請書（土地・建物単独所有の場合）

委任状

住 所
(代理人) 氏 名
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

私に係る 通 の
交付申請につき、上記の者を代理人とし、その権限を委任しましたの
でお届けします。

令和 年 月 日
(提出先) 川越市長

住 所
(委任者) 氏 名 (印)
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

注意：委任状は、すべての記入部分を必ず委任者本人がお書きください。
委任事項が記載されていない場合、申請を受付することができません。

委任状

私は、
に下記のことを委任します。

記

後記不動産について平成 年 月 日名称地番変更の実施に伴う所有権登記名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び補正のための取下げに関する一切の権限。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

不動産の表示

川越市 _____ の土地

川越市 _____ 家屋番号 番 _____ の建物

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更
原 因 平成 年 月 日 名称地番変更
変更後の事項 住所 川越市 番地
申 請 人 川越市 番地

連絡先の電話番号 — —

添 付 書 類 登記原因証明情報

令和 年 月 日申請 さいたま地方法務局川越支局

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第5号

☐ 申請人の住所地宛て登記完了証の送付を希望する(郵送希望の場合のみ口にチェック)

不動産の表示

不動産番号

所 在 川越市
地 番 番

不動産番号

所 在 川越市 番地
家 屋 番 号 番